

65歳以上の方も雇用保険の対象となりました

平素は、ハローワーク池田及び職業安定行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。
平成29年1月1日より改正雇用保険法が施行されていますので、皆様にお知らせします。

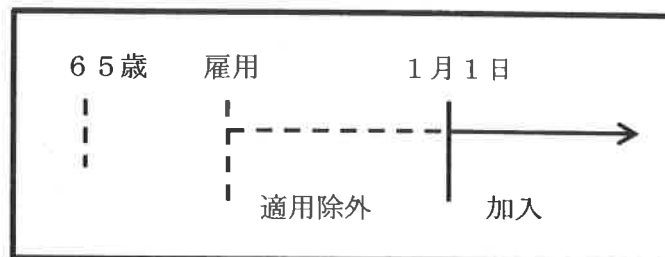
雇入れ時点で65歳以上の労働者はこれまで雇用保険に加入できませんでしたが、

- 週所定労働時間が20時間以上
- 同一事業主に31日以上雇用されることが見込まれる

等の条件を満たす場合は、平成29年1月1日以降雇用保険に加入することとなりました。
以下事例を参考に、該当する労働者を雇用する場合は、資格取得届の届出をお願いします。

(事例1) 平成28年12月31日までに
当時65歳以上の労働者を上記2点の
条件を満たして雇用した場合。

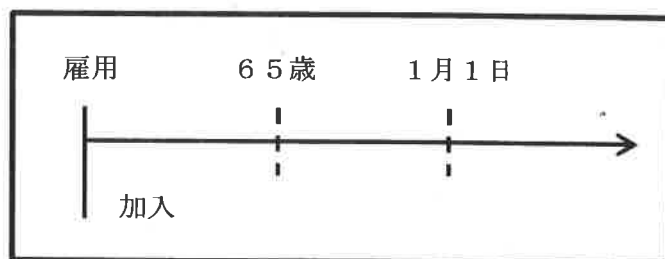
⇒ 平成29年1月1日を取得日と
して雇用保険に加入すること
になります。



(事例2) 平成28年12月31日までに当時
65歳未満の労働者を上記2点の条件を
満たして雇用し、65歳になったあと
平成29年1月1日を迎えた場合。

⇒ 手続きは不要です。

(雇入れ時点で届出を済ませて
いると思われます。)



(事例3) 平成29年1月1日以降に上記2点の
条件を満たす65歳以上の労働者を雇用
した場合。

⇒ 雇入れ日を取得日として雇用
保険に加入することになります。



※ 雇用保険料の徴収について

その年度に65歳以上となる労働者の雇用保険料について、現在は免除されておりますが、
平成32年4月1日から、事業主及び労働者ともに負担をお願いします。

※ 育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金について

雇用保険に加入されている65歳以上の労働者の皆様も、一定の条件を満たしている場合は
これらの給付金を利用できる可能性があります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせは ハローワーク池田まで。 TEL 072-751-2595
教育訓練給付金について 担当 雇用保険給付課 (部門コード11#)
教育訓練給付金以外のことについて 担当 雇用保険適用課 (部門コード21#)